

(別記)

京丹後市市民遺産制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市において市民が後世に語り継ぐ歴史文化を京丹後市市民遺産（以下「市民遺産」という。）として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつとともに、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「市民遺産」とは、京丹後市内に所在する地域の歴史や文化を象徴しているもので、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存活用を行っているものとして、教育委員会が認定するものをいう。

(市民遺産の要件等)

第3条 市民遺産は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）及び京丹後市文化財保護条例（平成16年京丹後市条例第121号）に定める文化財の種類に属するもの
- (2) 地域の歴史や文化を象徴しているもの
- (3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
- (4) 地域の伝統行事として親しまれているもの

2 市民遺産として認定する基準は、教育委員会が別に定めるものとする。

(認定申請)

第4条 市民遺産に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、認定申請書（別記様式第1号）に教育委員会が必要と認める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、第9条に規定する京丹後市市民遺産会議の審議を経て、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定をしたときは、認定通知書（別記様式第2号）により推薦者及び所有者（以下「所有者等」という。）に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により認定をしないこととしたときは、不認定通知書（別記様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

(認定内容の変更)

第6条 認定を受けた市民遺産の所有者等は、第4条の規定による申請の内容に変更があったときは、認定内容変更届（別記様式第4号）により、速やかに教育委員会に届けなければならない。

（認定後の状況報告）

第7条 認定を受けた市民遺産の所有者等は、当該市民遺産の保存及び活用の状況について、状況報告書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の状況報告書の提出は、認定を受けた日の属する年度の2箇年度後の末日に行うものとする。

3 第1項の状況報告書の提出は、市民遺産の認定を受けている間は、2箇年度ごとに行うものとする。

（認定の解除）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民遺産の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号の規定に該当しなくなったと認められるとき
- (2) 所有者等から認定の取り消しの申し出があったとき
- (3) その他教育委員会が取り消すことが適当と認めたとき

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（別記様式第6号）により、所有者等に通知しなければならない。

（市民遺産会議）

第9条 市民遺産の認定にかかる審議をするため、京丹後市市民遺産会議（以下「市民遺産会議」という。）を設置する。

（市民遺産会議の所掌事務）

第10条 市民遺産会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民遺産の認定の基準に関する事項
- (2) 市民遺産の認定及び認定解除に関する事項
- (3) 認定をした市民遺産の保存及び活用に係る協議に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

（市民遺産会議の組織）

第11条 市民遺産会議は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のほか、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(市民遺産会議の委員の任期)

第 1 2 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市民遺産会議の会長及び副会長)

第 1 3 条 市民遺産会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理し、市民遺産会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(市民遺産会議の会議)

第 1 4 条 市民遺産会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数以上をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(市民遺産会議の庶務)

第 1 5 条 市民遺産会議の庶務は、教育委員会事務局文化財保存活用課において処理する。

(その他)

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、市民遺産会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 4 条から第 8 条までの規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の市民遺産会議の招集)

2 第 1 1 条第 2 項に規定する委員をもって組織される市民遺産会議の最初の会議は、第 1 4 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

京丹後市教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
団 体 名
代表者職氏名
連 絡 先

認定申請書

京丹後市市民遺産の認定について、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和●年京丹後市教育委員会告示第●号）第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 名称
- 2 所在地（申請対象が有形である場合に限る。）
- 3 所有者（申請対象が有形である場合に限る。）
- 4 申請理由
- 5 添付書類
 - (1) 申請対象の概要のわかる書類
 - (2) 所有者の同意書（申請者が所有者以外の場合に限る。）
 - (3) 申請対象の現況を示す写真
 - (4) 団体の会則又は規約（申請者が団体の場合に限る。）
 - (5) その他教育委員会が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

京丹後市教育委員会



認定通知書

年 月 日付けの申請について、下記のとおり京丹後市市民遺産として認定されましたので、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和●年京丹後市教育委員会告示第●号）第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 認定番号

別記様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

京丹後市教育委員会



不認定通知書

年 月 日付けの申請について、下記のとおり京丹後市市民遺産としての認定をしないことに決定しましたので、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和●年京丹後市教育委員会告示第●号）第5条第3項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 不認定の理由

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

京丹後市教育委員会 様

届出者 住所（所在地）

団 体 名

代表者職氏名

連 絡 先

認定内容変更届

京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和●年京丹後市教育委員会告示第●号）第6条の規定により、下記のとおり認定内容の変更を届け出します。

記

- 1 京丹後市市民遺産の名称
- 2 認定番号
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

別記様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

京丹後市教育委員会 様

報告者 住所（所在地）
団 体 名
代表者職氏名
連 絡 先

状況報告書

京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和●年京丹後市教育委員会告示第●号）第 7 条
第 1 項の規定により、下記のとおり市民遺産の状況について報告します。

記

- 1 京丹後市市民遺産の名称
- 2 認定番号
- 3 保存活用の状況
- 4 今後の予定

年 月 日

様

京丹後市教育委員会



認定取消通知書

下記のとおり京丹後市市民遺産の認定を取り消しましたので、京丹後市市民遺産制度実施要綱（令和●年京丹後市教育委員会告示第●号）第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 認定番号
- 4 取消年月日
- 5 取消の理由